

史料1 武家諸法度

〔元和令、『御触書寛保集成』〕

- 一、文武弓馬の道専ら相嗜むべき事、……
- 一、群飲佚遊を制すべき事、……
- 一、法度に背くの輩、国々に隠し置くべからざる事、……
- 一、国々の大名小名並びに諸給人、各々相抱への士卒、反逆殺害人たりとの告有らば、速かに追い出すべき事、……
- 一、自今以後、国人の外、他国の者を交置すべからざる事、……
- 一、諸国の居城修補を為すと雖も、必ず言上すべし、況んや新儀の構営は堅く停止せしむる事、……
- 一、隣国に於て新儀を企て徒党を結ぶ者これ有らば、早く言上致すべき事、……
- 一、私に婚姻を締むべからざる事、……
- 一、諸大名参勤作法の事、……
- 一、衣裳の料、混雑すべからざる事、……
- 一、雑人恣に乗輿すべからざる事、……
- 一、諸国諸侍儉約を用ひらるべき事、……
- 一、国主は政務の器用を撰ぶべき事、……

(原漢文)

史料2 禁中並公家諸法度

〔徳川禁令考』、抜粹〕

- 一、天子諸芸能の事、第一御学問なり、……
- 一、三公の下は親王なり、……
- 一、清花の大臣辞表の後、座位は諸親王の次座と為すべき事、……
- 一、摂家たりと雖も、其の器用無きは、三公・摂関に任ぜらるべからず、……
- 一、器用の御仁体、年老に及ばると雖も、三公・摂関の辞表有るべからず、但し辞表有りと雖も、再任有るべき事
- 一、武家の官位は、公家当官の外たるべき事
- 一、諸家昇進の次第、其の家々旧例を守り申し上ぐべし、……
- 一、関白、伝奏並びに奉行・職事等申し渡しの儀、堂上・地下の輩、相背くに於いては、流罪たるべき事
- 一、紫衣の寺は、住持職、先規希有の事なり、近年猥りに勅許の事、且つ臈次を乱し、且つ官寺を汚し、甚だ然るべからず、向後に於ては、其の器用を撰び、戒臈相積の智者の聞こえ有る者、入院の儀、沙汰申し有るべきの事

(原漢文)